

(写)

令和7年10月28日

愛西市長 日永貴章 殿

愛西市特別職報酬等審議会
会長 千 頭 聡

特別職の報酬等について（答申）

令和7年9月12日付けで諮問のありました市長、副市長及び教育長の給料月額並びに議会の議員の報酬月額について、慎重に審議した結果、次の結論に達しましたので、ここに答申します。

答 申

1 市長、副市長及び教育長の給料月額並びに議会の議員の報酬月額について

(1) 報酬等の額

市長、副市長及び教育長の給料月額並びに議会の議員の報酬月額（以下「特別職報酬等の額」という。）については、次のとおりとすることが適当である。

役職名	月額	現行の給料・報酬月額との比較	
		額※	率
市長	975,000 円	+ 13,000 円	+ 1.35%
副市長	808,000 円	+ 11,000 円	+ 1.38%
教育長	704,000 円	+ 9,000 円	+ 1.29%
議長	528,000 円	+ 7,000 円	+ 1.34%
副議長	474,000 円	+ 6,000 円	+ 1.28%
議員	422,000 円	+ 5,000 円	+ 1.20%

注：現行の給料・報酬月額との比較に記載した額※は、現在の月額に 1.4% を乗じ、千円未満を切り捨てたものである。

(2) 改定の実施時期

改定実施時期については、令和 8 年 4 月 1 日とすることが適当である。

2 答申理由

今般、当審議会では一般職職員の給料月額の支給状況及び県内の特別職報酬等の額の状況を踏まえ、本市の財政状況等も参考にしつつ、各委員の意見を聞いて慎重に検討した。

意見では、市長、副市長及び教育長並びに議会の議員の方には市民の代表として多様なニーズに応え、市政発展のために活躍してもらう事が求められており、その重責を果たすため努力を惜しまず頑張っているといった内容や、

本市の財政状況は健全性を維持しているが、人件費や扶助費など義務的経費を中心に財政需要は増加傾向にあり、歳出の縮減や歳入の増加が課題となっていると発言があった。

その結果、近年の物価上昇に伴い、特別職報酬等の額も人事院勧告にある指定職と同程度の増額をすべきとの意見も出たが、合併後20年が経過し、合併特例債が活用できないなかで、今後事業をどのように進めて行くか見極める必要があり、現在市が進めている行財政改革の翌年度以降の状況を踏まえる必要があると判断し、来年度については1.4%の引き上げとするとの結論に至った。

なお、審議において参考とした諸状況は以下のとおりである。

- (1) 令和7年の人事院勧告では、一般職職員の給料月額 は 民間給与と較差3.62%を解消するため、平均+3.3%の大幅な増額改定であった。給料表の改定は、一般職初任給(大卒)が+5.2%など、若手層に重点が置きつつ、その他の職員も大幅に引上げ改定されており、指定職の給料月額は+2.8%の増額改定であった。
- (2) 本市の財政状況は、財政健全化判断比率に基づくと、健全性を維持している。ただし、扶助費や人件費の増大により財政需要は引き続き増加が想定される。
- (3) 社会情勢としては、消費者物価指数の上昇が見られ、賃金は引き続き上昇傾向にある。
- (4) 市長、副市長及び教育長並びに議会の議員の年間収入を他市と比較すると平均以下である。

以上を総合的に勘案し、本答申の額とすることが適当であるとの結論に達した。

3 付帯意見

- ①市長、副市長及び教育長並びに議会の議員の期末手当の支給月数については、人事院勧告では支給月数を0.05月引き上げとされたことを考慮し、同様に引き上げることが妥当であると判断した。
- ②特別職の地域手当については、一般職員の地域手当の支給率に変更される中、支給の有無について昨年から継続審議を行ったが、これまで通り地域手当を支給しないこととした。
- ③愛西市特別職報酬等審議会の開催時期について、令和4年度以降4年連続の開催となった。今後も社会情勢を適切に反映させるために、引き続き毎年開催することを求める。

4 おわりに

市長、副市長及び教育長には、合併後20年が経過し、合併特例債が活用できないなかで、地域経済の活性化による税収の拡大を始めとする歳入の確保と、優先事業への集中や職員配置の適正化を始めとする歳出の効率化を進め、より一層の財政改革に取り組むこと、執行機関並びに議会の議員は、引き続き市民のために住みやすいまちづくりに向け職務に精励されることを望むものである。